会派名：２１西尾市民会議

事業実績（研修）報告

１．　研修の概要

（1）目　的　憲法改正、公会計方式について

（2）日　時　10月28日（土）　18時～21時
　　10月29日（日）　9時～15時

（3）場　所　東京都渋谷区　国立ｵﾘﾝﾋﾟｯｸｾﾝﾀｰ

（4）参加者　鈴木規子

２．　研修内容と所感

≪全国自治体議員行財政自主研究会 2017年第３回≫

「日本国憲法と今の政治について」

伊藤 真 氏（弁護士）

- 憲法とは、国家権力（多数派/強者）を制限して、国民（少数派/弱者）の権利と自由（人権）を守る最高規範である。
- 憲法９条は２項と併せてこそ「一切の戦争を放棄している」ことになる。
- 憲法改正国民投票の問題点～TVCMや印刷物の野放し、金のかけ放題を許すつくりなどの課題が山積したままの改正論議は許されない。

＜所感＞

- ファシズムの初期の兆候として①人権の軽視　②ﾏｽﾒﾃﾞｨｱのｺﾝﾄﾛｰﾙ　③安全保障強化への異常な執着　④企業の力の保護　⑤抑圧される労働者　⑥詐欺的な選挙　⑦身びいきの蔓延や汚職…米和ｺｰｽﾄ記念館のDr.Brittの言葉が紹介されたが、近年、私たちが遭遇している事象そのものではないか。

「公会計が自治体を変える！」

宮沢 正泰 氏（習志野市会計責任者）

- 修正現金主義の限界から新会計制度の必要性を解説。
- 行政ｺｽﾄ計算書は年間の行政ｻｰﾋﾞｽに費やされたｺｽﾄと収益の取引高を明らかにする。減価償却費など非現金コストも計上される点を見ていくことが重要。

＜所感＞

- 29年の財政４表から表記方式が変わった。しっかり読み解いていかなければならない。公共施設再配置白書の表現にも見直しと工夫が必要である。

項　目	支出金額	備　考
研修費	15,000円	受講料として
計	15,000円	